

この方法で料金が納付された郵便物は、船舶の到着の後できる限り速やかに寄港地の郵便局に交付しなければならない。

同施行規則

第133条 日付印の押印

6 船舶内で差し出された郵便物への日付印は、郵便局印若しくは郵便業務を担当する船員又はそれらの者がいない場合にはそれらの郵便物の交付を受ける寄港地の郵便局が行なう。この場合において、郵便局は、郵便物に自局の日付印を押し、「Navire」（「船舶」の意）、「Paquebot」（「郵船」の意）又は他の類似の記載を行なう。

●手続き関係

同施行規則

第198条

2 公海上において船舶内で差し出された航空通常郵便物であって船舶の所属国又は維持国の郵便切手で料金が納付されたものには、途中の寄港地においてその郵便物を開袋で郵政庁に交付する際に、明細表（A V 2）を、又は船舶に郵便局がない場合には仲介郵政庁が航空運送料を請求する基礎となる重量の表を添付する。明細表A V 2又は重量の表には、名あて国別の通常郵便物の重量、日付並びに船舶名及び船舶の国籍を記載し、かつ、船舶ごとに年次連続番号を付さなければならない。それらの記載は、船舶から通常郵便物を受け取る郵便物が点検する。

●外国の船舶内で差し出された郵便物が本邦寄港の際にとられる手続き

外国郵便取扱規程

第40条

2. 航空扱いとする郵便物については、名あて国別の郵便物の重量、船名及び船舶の所属国名又は維持国名、調書作成の

日付等を記載し、船舶の責任者が署名した重量調書又は重量表（A V 2号表）を受け取り、これと郵便物とを対照して誤りのないことを確かめたうえ、重量調書又はA V 2号表を郵便物と一括しては束する。

●料金関係

外国航路船内郵便局引受郵便物取扱規則

（通常郵便物の料金）

第4条 船内局において引き受ける本邦あて及び外国あて通常郵便物（航空通常郵便物を除く。）の料金は、外国郵便規則第13条第1項に規定する料金と同額とする。この場合、アジア＝オセアニア郵便連合の加盟国に引き渡す本邦あての書状及び郵便葉書の料金については、限定連合の加盟国あてのもの料金を適用するものとする。

（航空通常郵便物の料金）

第5条 船内局において引き受ける本邦あて及び外国あての航空通常郵便物（航空書簡を除く。）の料金は、外国郵便規則別表第2に規定する料金と同額とする。この場合、本邦において差し出す通常郵便物の料金については、本邦から当該郵便物の引渡国あてのもの料金を適用するものとする。

2 船内局において引き受ける本邦あて及び外国あての航空書簡の料金は、外国郵便規則第20条第2項に規定する料金と同額とする。